

資料



環境フェア

資料

1 環境関係補助金交付要綱（平成26年4月1日現在）

刈谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、刈谷市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業（以下「補助事業」という。）の補助金について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛净第34号 厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (3) 専用住宅　主に自らの居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を自らの居住の用に供する建物をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、刈谷市域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域において、専用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者で、市内に住所を有する者（市外に住所を有する者で、市内に専用住宅を新築、購入等するものを含む。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅又は当該専用住宅に係る土地（以下「専用住宅等」という。）を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 販売の目的で合併処理浄化槽付専用住宅を建築（改築を含む。）する者（以下「建売者」という。）。ただし、居住の目的で当該専用住宅を購入した者（以下「購入者」という。）は、補助金交付の対象者となることができる。
- (4) 市税を滞納している者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用以内の額とし、別表に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び配置図
- (3) 合併処理浄化槽設置工事見積書の写し
- (4) 専用住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録を受けていることを証明する登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- (6) 小型合併処理浄化槽機能保証制度における保証登録証
- (7) 浄化槽設備士免状及び昭和62年度以前の資格取得者については特別講習会修了証書の写し
- (8) 市税の完納を証する納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、第3条第2項第3号ただし書の規定による購入者については、建売者が購入者に代わり、申請者としてあらかじめ補助金交付申請書に前項各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市外に住所を有する者が申請するとき、又は前項の規定により建売者が申請するときは、市税の完納を証する納税証明書については、第8条の規定による実績報告の際に提出するものとする。

(補助の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助申請があつたときは、速やかに補助の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定により補助の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請内容に変更があつた場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第3号）を速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 第5条第2項に規定する補助対象者から専用住宅を購入した者は、速やかに補助対象者変更申請書（様式第4号）に購入者と建売者との関係を示す書類を添付して市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業の完了後速やかに実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査契約書の写し及び浄化槽法定検査依頼書の副本
- (3) 合併処理浄化槽の設置に要した費用の領収書の写し
- (4) 施工の写真
- (5) 住民票の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、当該年度の末日までに行わなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、当該補助事業が補助金の交付の決定内

容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）不正の手段により補助金を受けたとき。

（2）補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（施工の確認）

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

（維持管理）

第14条 補助金の交付を受けた者は、合併処理浄化槽の機能が正常に働くよう、適正な維持管理をしなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年12月1日から施行し、改正後の刈谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日以後新たに補助金を申請する者のうち、平成5年5月31日までに当該浄化槽設置工事が竣工する見込みのあるものにあっては、改正後の刈谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、改正前の刈谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定によることができる。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

人 槽 区 分	補 助 限 度 額
5 人槽	310,000円
6～7 人槽	360,000円
8～10 人槽	454,000円

刈谷市超小型電気自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において超小型電気自動車の普及を図り、地球温暖化の主な要因である二酸化炭素の排出削減に寄与するため、超小型電気自動車を購入する者に対し交付する刈谷市超小型電気自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「超小型電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定による型式認定を取得した第一種原動機付自転車であり、かつ、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による普通自動車に該当するもので新車登録されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内を使用の本拠とする超小型電気自動車を非営利かつ自ら使用する目的で購入する個人で、市内に住所を有し、かつ、超小型電気自動車の標識交付証明書に記載されている標識交付年月日前6月以上引き続き市内に住所を有しているもの（海外からの転入者のうち、海外転出前に市内に住所を有していた者で、通算して6月以上市内に住所を有しているものを含む。）とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、車両本体価格（消費税及び地方消費税を除いた額）に10分の1を乗じて得た額と

し、7万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、標識交付証明書の交付日後90日以内に刈谷市超小型電気自動車購入費補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 超小型電気自動車の標識交付証明書の写し
- (2) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (3) 請求書（自動車本体の購入経費が分かるもの）の写し
- (4) 保証書の写し
- (5) 市税の完納を証する納税証明書

(実績報告)

第6条 規則第10条の規定による実績報告は、第5条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に新車登録された超小型電気自動車に係る補助金について適用する。

刈谷市事業用超小型電気自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において超小型電気自動車の普及を図り、地球温暖化の主な要因である二酸化炭素の排出削減に寄与するため、超小型電気自動車を購入する事業者に対し交付する刈谷市事業用超小型電気自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「超小型電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定による型式認定を取得した第一種原動機付自転車であり、かつ、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による普通自動車に該当するもので新車登録されたものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に事務所又は事業所を有し、市内を使用の本拠とする超小型電気自動車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するため購入する事業者で、市税を滞納していないもの（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、車両本体価格（消費税及び地方消費税を除いた額）に10分の1を乗じて得た額とし、7万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象事業者について1年度につき1台を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、標識交付証明書の交付日後90日以内に刈谷市事業用超小型電気自動車購入費補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 超小型電気自動車の標識交付証明書の写し
- (2) 法人市民税の領収書の写し、所得税の申告書の写し又は事業所証明書
- (3) 請求書（自動車本体の購入経費が分かるもの）の写し
- (4) 保証書の写し
- (5) 市税の完納を証する納税証明書

(実績報告)

第6条 規則第10条の規定による実績報告は、第5条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に新車登録された超小型電気自動車に係る補助金について適用する。

刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において低公害車の普及を図り、地球温暖化の主な要因である二酸化炭素の排出削減に寄与するため、低公害車を購入する者に対し交付する刈谷市低公害車購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「低公害車」とは、別表に規定する自動車で新車登録されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内を使用の本拠とする低公害車を非営利かつ自ら使用する目的で購入する個人で、市内に住所を有し、かつ、低公害車の自動車検査証に記載されている登録年月日（以下「登録日」という。）前6月以上引き続き市内に住所を有しているもの（海外からの転入者のうち、海外転出前に市内に住所を有していた者で、通算して6月以上市内に住所を有しているものを含む。）とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる低公害車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 車両本体価格（消費税及び地方消費税を除いた額）に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとし、30万円を限度とする。）

- (2) ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車 1台につき5万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、登録日後90日以内に刈谷市低公害車購入費補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 低公害車の自動車検査証の写し
- (2) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (3) 請求書（自動車本体の購入経費が分かるもの）の写し
- (4) 市税の完納を証する納税証明書

（実績報告）

第6条 規則第10条の規定による実績報告は、前条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、同日以後に初度登録された低公害車に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月10日から施行し、平成14年4月1日以後に初度登録された低公害車に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱第4条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車登録された低公害車に係る補助金の額は、1台につき12万円とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に新車登録された低公害車に係る補助金について適用し、同日前に新車登録された低公害車に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に新車登録された低公害車に係る補助金について適用し、同日前に新車登録された低公害車に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に新車登録された低公害車に係る補助金について適用し、同日前に新車登録された低公害車に係る補助金については、なお従前の例による。

刈谷市事業用低公害車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低公害車の普及を図り、地球温暖化の主な要因である二酸化炭素の排出削減に寄与するため、低公害車を購入する事業者に対し交付する刈谷市事業用低公害車購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「低公害車」とは、別表に規定する自動車で新車登録されたものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事務所又は事業所を有し、低公害車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するため購入する事業者で、市税を滞納していないものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる低公害車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 1台につき15万円

（2）ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車 1台につき5万円

2 補助金の交付は、同一の補助対象事業者について1年度につき1台を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、登録日後90日以内に刈谷市事業用低公害車購入費補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

（1）低公害車の自動車検査証の写し

（2）法人市民税の領収書の写し、所得税の申告書の写し又は事業所証明書

（3）請求書（自動車本体の購入経費が分かるもの）の写し

（4）市税の完納を証する納税証明書

(実績報告)

第6条 規則第10条の規定による実績報告は、前条に規定する交付の申請をもって行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月29日から施行し、同年6月1日以後に新車登録された低公害車に係る補助

金について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市事業用低公害車購入費補助金交付要綱第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に新車登録された低公害車に係る補助金について適用し、同日前に新車登録された低公害車に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市事業用低公害車購入費補助金交付要綱第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に新車登録された低公害車に係る補助金について適用し、同日前に新車登録された低公害車に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、3月28日から施行する。

刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成11年4月1日施行）の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギーの利用を積極的に支援することにより、環境保全に対する意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置者に対し交付する刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となる太陽光発電システム（以下「システム」という。）は、次の各号のいずれにも適合するものをいう。

- (1) 太陽光発電による電気が、当該システムが設置される住宅において消費され、連系された低压配電線に余剰の電気が逆流されるもの
- (2) 太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値とする。）が10キロワット未満であり、かつ、未使用のシステムであるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者（市外に住所を有する者で、市内に自らが

居住する住宅を新築、購入等するものを含む。) で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(1) 自らが居住する市内の住宅にシステムを設置した者

(2) 自らが居住する目的で、第5条に規定する補助対象システムの認定を受けた市内の新築のシステム付住宅を購入した者(以下「購入者」という。)

2 システムに対する補助金の交付は、1棟につき1回とする。ただし、棟内において電力受給契約が区分されている場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、システムの設置に要する費用以内の額とし、5万円にシステムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値(単位はキロワットとし、最大出力値が4キロワットを超えるときは、4キロワットとする。)を乗じて得た額とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(建売住宅の認定)

第5条 建売住宅について補助対象システムの認定を受けようとする事業者は、システムに係る設置工事を着手する前に、補助対象システム認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) システムの規格等が分かる書類

(2) 設置場所の案内図

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助対象システム認定通知書(様式第2号。以下「認定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

3 認定通知書は、前項の規定による通知の日の属する年度に限り、その効力を有する。

(認定の継続)

第5条の2 補助対象システムの認定を受けた建売住宅について、翌年度に継続して認定を受けようとする事業者は、翌年度の4月1日以後に補助対象システム認定継続申請書(様式第1号の2)に当該システムの認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助対象システム認定継続通知書(様式第2号の2。以下「認定継続通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

3 認定継続通知書は、前項の規定による通知の日の属する年度に限り、その効力を有する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(購入者を除く。)は、システムに係る設置工事を着手する前に、刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第3号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書(システムの設置に要する費用が分かるもの)の写し

(2) システムの規格等が分かる書類

(3) 設置場所の案内図

(4) 市税の完納を証する納税証明書

2 補助金の交付を受けようとする購入者は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該住宅の売買契約書の写し

- (2) 認定通知書又は認定継続通知書
 - (3) 市税の完納を証する納税証明書
- 3 前2項の規定にかかわらず、市外に住所を有する者で補助金の交付を受けようとするものは、市税の完納を証する納税証明書については、第8条の規定による実績報告の際に提出するものとする。

(計画変更の承認)

第7条 交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請書に記載された内容を変更する場合又はシステムの設置を中止しようとする場合は、事前に計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 交付決定者は、システムの設置の完了後、速やかに実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書（システムの設置に要した費用が分かるもの）の写し
- (2) 中部電力株式会社が発する電力受給契約に関するお知らせの写し
- (3) 工事完了後の現場写真
- (4) 機器の保証書の写し等
- (5) 住民票の写し

- 2 前項の規定による報告は、当該年度の末日までに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第2条第3号に規定する交付額確定通知書を受けた者に対する太陽光発電システムに係る補助金の交付に係る手続については、なお従前の例による。

- 3 平成17年10月19日から平成18年3月31日までにシステムを設置した者については、第6条の規定にかかわらず、システムの設置後であっても申請を認めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条の2の規定は、平成22年4月1日以後に補助対象システムの認定を受けた建売住宅について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

刈谷市高効率エネルギー・システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民が行う省エネルギー対策を積極的に支援するため、高効率エネルギー・システムの設置者に対し交付する刈谷市高効率エネルギー・システム設置費補助金に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間団体等 経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金交付要綱（平成21年3月6日財資第9号）に係る補助事業者として採択された民間団体等をいう。
- (2) システム 民間団体等が補助対象機器として指定している燃料電池コーチェネレーションシステムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、民間団体等から交付される補助金の額の確定通知書の交付を受けた者で、市内に住所を有し自らが居住する市内の住宅にシステムを設置した者及び市内に住所を有し自らが居住する市内の新築のシステム付住宅を購入した者とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、10万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、民間団体等から交付される補助金の額の確定通知書の交付を受けた日後90日以内に、刈谷市高効率エネルギー・システム設置費補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 民間団体等へ提出した補助金交付申請書（兼補助事業完了報告書兼取得財産等明細表）及び添付書類の写し
- (2) 民間団体等から交付される補助金の額の確定通知書の写し
- (3) 工事完了後の現場写真
- (4) 住民票の写し
- (5) 市税の完納を証する納税証明書

(実績報告)

第6条 規則第10条の規定による実績報告は、前条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以後にシステムを設置した者又は新築のシステム付住宅を購入した者の申請に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

刈谷市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギーの利用を積極的に支援することにより、環境保全に対する意識の高揚を図るため、住宅用太陽熱利用システムの設置者に対し交付する刈谷市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽熱利用システム 自然循環型システム、強制循環型システム及び空気集熱型システムをいう。
- (2) 自然循環型システム 集熱部と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯を行うシステムで、財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたものをいう。
- (3) 強制循環型システム 集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯及び暖房を行うシステムで、財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたものをいう。
- (4) 空気集熱型システム 集熱器で暖められた空気を集熱ファンによって強制的に室内に送風し、暖房するシステムで、財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し自らが居住する市内の住宅に太陽熱利用システムを設置した者とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、住宅用太陽光発電システムと一体型の太陽熱利用システムを設置した者については、刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成17年12月1日施行）による補助金との併給はできない。

3 太陽熱利用システムに対する補助金の交付は、1棟につき1回を限度とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 自然循環型システム 25,000円
- (2) 強制循環型システム及び空気集熱型システム 5万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、太陽熱利用システムの設置の完了後90日以内に、刈谷市住

宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽熱利用システムの規格等が分かる書類
- (2) 機器の保証書の写し
- (3) 領収書（太陽熱利用システムの設置に要した費用が分かるもの）の写し
- (4) 工事完了後の現場写真
- (5) 住民票の写し
- (6) 市税の完納を証する納税証明書

（実績報告）

第6条 規則第10条の規定による実績報告は、前条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以後にシステムを設置した者の申請に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行し、平成18年4月1日以後にシステムを設置した者の申請に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に太陽熱利用システムを設置した者の申請に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、市内の各家庭より排出された生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機器の購入に対し交付する刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象機器）

第2条 補助対象となる生ごみ処理機器（以下「補助対象機器」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、1世帯につきそれぞれ1基とし、補助対象機器の買換えについては、前回購入した日から3年を経過したものとする。

- (1) 生ごみを単に粉碎するだけでなく加熱、バクテリア等による分解等の方法により、減量し、又は消滅させる機器で、耐久性があり衛生的で水分等が漏れない構造のもの
- (2) 容量が70リットル以上で底部がなく上部にふたがある機器で、悪臭、害虫等が外部に発散するとのない構造及び材質で、生ごみのたい肥化が促進できるもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、次条に規定する指定店で補助対象機

器を購入したものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に共同住宅を所有する者
- (3) 市内に共同住宅を建設する事業者

(指定店)

第4条 指定店は、市内に所在する販売店で、市長があらかじめ承認したものとする。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、刈谷市生ごみ処理機器販売指定店承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、刈谷市生ごみ処理機器販売指定店承認書（様式第2号）を交付する。
- 4 前項の承認書の記載内容に変更が生じた場合は、第2項の規定を準用する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号のものについては、1基につき販売価格の2分の1とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、当該販売価格の2分の1の額が3万円を超えるときは、3万円を限度とする。
- (2) 第2条第2号のものについては、1基につき販売価格の2分の1とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、当該販売価格の2分の1の額が5,000円を超えるときは、5,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象機器の購入日後90日以内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書に領収書（申請者の氏名、購入店名、購入品目及び購入日が明記されているもの）の写し及び市税の完納を証する納税証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者 刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（様式第3号）
- (2) 市内に共同住宅を所有する者 刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（共同住宅用）（様式第4号）
- (3) 市内に共同住宅を建設する事業者 刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（共同住宅用）（様式第4号）

(実績報告)

第7条 規則第10条の規定による実績報告は、前条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に購入した生ごみ処理機器について適用し、同日前に購入した生ごみ処理機器に係る補助金については、なお従前の例による。

刈谷市資源回収所設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に常設の資源回収所（以下「回収所」という。）を設置する自治会に対し交付する刈谷市資源回収所設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 刈谷市地区委員設置に関する規則（昭和39年規則第7号）第2条に規定する地区において地域行政事務を行う団体をいう。
- (2) 施設 資源物を回収保管するための基礎、骨材、側面板、背面板及び屋根を有した施設又はコンテナで、市長が認めたものをいう。
- (3) 付属物 回収所に必要な表示看板及び回収用容器等をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、回収所を自ら設置し、かつ、継続して適正に管理ができる自治会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、1箇所につき1回を限度とし、施設の建て替え及び修繕並びに付属物の追加購入については、補助の対象としない。

- (1) 施設の設置
- (2) 付属物の購入

(補助要件)

第5条 補助対象事業は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 回収所の設置場所の選定については自治会が行うものとし、施設については、回収所としての機能を十分発揮できるものであること。
- (2) 回収所は、紙類の回収を主目的としたものであること。
- (3) 回収所の設置については、補助金の交付を受けようとする年度内に完成すること。
- (4) 回収所設置後の管理、回収物の処理、不法投棄等の対応については、すべて自治会で行うものとし、周辺住民に迷惑がかからないよう配慮すること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に係る経費の10分の9に相当する額とし、60万円を限度とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る経費の見積書の写し
- (2) 回収所の設置場所の位置図及び配置図
- (3) 回収所の設置場所の所有者の承諾書

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第10条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る経費の領収書又は請求明細書の写し
- (2) 回収所設置後の写真

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 環境関係の用語

- 公害 :環境基本法において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。同法でいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- 環境基準 :大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいう。
- 規制基準 :公害を防止するため事業者が守るべき基準をいう。
- 環境アセスメント制度 :環境に著しい影響を及ぼすおそれのある相当規模以上の開発事業を実施する場合、それによる環境の汚染や破壊などを未然に防止するため、事業者が事前に地域住民、知事及び市町村の意見などを十分聴き調査予測及び評価を行う手続きをする制度。
- 総量規制 :濃度規制に対する規制方式。これはある地域において環境保全上許容できる汚染負荷量の総量をその地域の環境容量として設定し、その環境容量の範囲内で汚染物質の総排出量を、各発生源に合理的に配分する規制方式。
- 地球温暖化 :二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスは、地表から再放射される赤外線を途中で吸収し、宇宙空間に熱を逃さない温室効果を持っている。これらの温室効果ガスの増加により、地球の平均気温が上昇することを地球温暖化といい、地球規模の乾燥化等の気候変動、海面水位の上昇、生態系の変化や農業への影響等が懸念されている。
- 大気汚染関係
- ・硫黄酸化物 (SO_x) :硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄、三酸化硫黄のことをいう。無色の刺激性ガスが二酸化硫黄で大気汚染の一因と考えられる。人体に対する作用としては粘膜刺激、呼吸器障害である。
 - ・窒素酸化物 (NO_x) :大気汚染の原因となるものは一酸化窒素と二酸化窒素で、主に石炭、石油等の燃料が高温下で燃焼する際発生する。主な発生源は工場と自動車の排ガスである。又、紫外線の作用をうけて炭化水素と反応し特殊な気象条件のもとで光化学スモッグを発生させている。健康に対する影響は、二酸化窒素は肺に対する毒性が強いと言われている。
 - ・一酸化炭素 (CO) :有機物の不完全燃焼の際発生する炭素の酸化物。主に自動車の排ガス等から排出され、交通の頻繁な道路や交差点近くで高濃度の汚染がみられる。人体作用は血液中のヘモグロビンと結合し体内の酸素運搬作用を阻害し、急性毒性としてはまず頭痛、めまい、耳鳴等をおこし、更にひどくなると意識障害を招き麻痺状態におちいり、遂には死に至るといわれている。
 - ・浮遊粒子状物質 :大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が 10 μm 以下のものを浮遊粒子状物質と呼び環境基準が設けられている。主にボイラ、窯業炉、廃棄物焼却炉等から発生する。

- ・光化学スモッグ :自動車からの排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物やVOC(揮発性有機化合物)が太陽の紫外線の作用を受けて化学反応をおこすと「光化学オキシダント」と呼ばれる物質が発生し、白くモヤがかかった状態となる。この状態を光化学スモッグといい、夏の日射しが強くて風の弱い日に発生しやすいと言われている。光化学スモッグは眼を刺激しクシャミや涙を誘発し、又植物の葉を白く枯らしたりゴムの損傷を早めたりする。
- ・微小粒子状物質(PM_{2.5}) :大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m} = 1\text{mm}$ の千分の1) 以下の非常に小さな粒子のことで、ばい煙や粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機などのほか、土壤、海洋、火山など自然由来のものや越境汚染による影響もある。また家庭内でも、喫煙や調理、ストーブなどから発生する。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。
- ・酸性雨 :二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってくる(沈着)。それには、2種類あり、一つは雨や雪などとして沈着する場合(湿性沈着)であり、もう一つはガスや粒子の形で沈着する場合(乾性沈着)である。当初はもっぱら酸性の強い雨のことのみに关心が寄せられてきたが、現在ではより幅広く、湿性沈着及び乾性沈着を併せたものをいう。
- ・降下ばいじん : (1) 大気中の粒子状物質のうち、比較的大きいものが重力や雨の作用によって地上に降下したもの。
 (2) 発生源は、石炭、コークス、重油等の燃料の燃焼に伴い大気中に放出されたもの、風により土砂が舞い上げられたものなどがある。
 (3) 降下ばいじん量は、1か月の間に 1km^2 当たり何トン降下したか($t/\text{k m}^2\cdot\text{月}$)で表わし、気象条件等の影響を受けると言われている。
- ・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準

ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

○ 水質汚濁関係

- ・pH(水素イオン濃度) :溶液中の水素イオン濃度。pH7が中性でそれより低いものを酸性、高いものをアルカリ性という。
- ・大腸菌群数 :主に人及び動物の腸内に寄生している大腸菌及び、水、土壤など自然界に広く分布する大腸菌と同様の性質をもつ菌の総称。水 100ml 中の大腸菌群を培養してその集落数で表す。単位:MPN/ 100ml

- ・カドミウム (Cd) :銀白色のやわらかい金属で主に金属精錬、メッキ工場、化学工場等より排出される。少量でも体内に蓄積され、吐気、下痢を起こし、腎症状のほか貧血肝臓障害を起こす。
- ・全シアン :青酸(シアソ化水素)及びその塩類の総称をシアソ化合物といい猛毒性があり、消化器や皮膚から容易に吸収されて、迅速に中毒症状を示し、時には突然意識不明になることもある。
- ・鉛 (Pb) :やわらかい灰白色の金属で空気中で酸化されやすい。鉛化合物による中毒は昔から鉛毒として知られており、肺、消化器、皮膚などを通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こす。
- ・クロム (Cr) :クロムは、耐蝕性、耐燃性に富み、メッキやステンレス原料として用いられる重金属である。
クロム酸は皮膚、粘膜の腐蝕性が強く、また体内に吸収されたクロムイオンを含む水の摂取が続ければ、肝臓のほか腎臓及び脾臓に蓄積することが確かめられている。
- ・砒素 (As) :銅鉱業の副産物で、砒素、亜砒酸、砒化水素などのほとんどの化合物もすべて猛毒である。“農薬”の成分(殺虫剤)として用いられる。砒素化合物は皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内臓に沈積して貧血、嘔吐などの慢性中毒を起こす。
- ・水銀 (Hg) :常温で液体の金属である。水銀化合物には有機水銀と無機水銀がある。有機水銀は特に毒性が強く神経系を侵し手足のふるえ、言語障害、食欲不振、聴力視力の減退などを起こす。無機水銀についても蒸気になると非常に有害である。
- ・アルキル水銀 (R-Hg) :天然にほとんど存在せず、水銀、触媒を使用する有機化学工場などの排水に含まれる。人体への影響は、下痢、けいれん等を起こし慢性中毒では視野がせまくなったり運動失調を起こす。
- ・P C B :水に不溶で、有機溶剤に安定、不燃性で絶縁性がよい。そのため、コンデンサー等の絶縁油のほか感圧複写紙、可塑剤等に広く使用してきた。人体への影響は、カネミ油症事件のような皮膚障害を起こし、黒い斑点ができる。
- ・ジクロロメタン :常温で無色の液体。エーテル臭があるが不燃性である。セルロース・樹脂・油脂やゴム製造に用いられる。高濃度暴露における症状は嘔吐、四肢の知覚異常などが起こる。
- ・四塩化炭素 :フロン類の原料・溶剤・洗浄剤等に用いられているが、毒性が強いため現在ではあまり使われなくなってきた。皮膚、呼吸器を通して取り込まれ、麻酔作用、頭痛、嘔吐等の症状を起こす。
- ・1,2-ジクロロエタン :甘味臭を持つ無色透明の液体で塩化ビニルモノマー、ポリアミノ樹脂の原料等に用いられる。人体への影響は、頭痛、めまい、嘔吐などがある。
- ・1,1-ジクロロエチレン :無色～淡黄色の液体で揮発しやすく火災の危険も大きい。主用途としては、塩化ビニリデンの樹脂の原料で、人体への影響は、頭痛、視覚障害疲労、知覚神経障害がある。
- ・シス-1,2-ジクロロエチレン :常温で液体、刺激臭がある。染料抽出剤、合成中間体に用いられる。人体への影響は、麻酔作用、肝障害などがある。
- ・1,1,1-トリクロロエタン :特有の甘味臭を持つ無色透明の揮発性液体。金属の洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤として用いられる。人体への影響は、麻酔性、粘膜刺激性などがある。

- ・ 1,1,2-トリクロロエタン :常温で無色の液体。塩化ビニリデンの原料、粘着剤、ラッカー、テフロンチューブの生産に用いられる。人体への影響は、中枢神経障害、肝障害などがある。
- ・ トリクロロエチレン : (1) トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されている。
(2) 無色の重い液体で、クロロホルムのような臭いがあり、眼・鼻・のどを刺激する。蒸気を吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こし、また、ガンの原因にもなると言われている。
- ・ テトラクロロエチレン : (1) パークレン、パークロロエチレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されている。
(2) 無色の液体で、エーテルのような臭いがあり、高濃度の場合、眼・鼻・のどを刺激する。蒸気を吸引すると、麻痺作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こし、また、ガンの原因にもなるといわれている。
- ・ 1,3-ジクロロプロパン :淡黄色の液体。一般農薬として土壤くん蒸剤、殺虫剤に用いられる。人体への影響は、皮膚刺激、眼球刺激性がある。
- ・ チウラム :無色の白色結晶。硫黄殺菌剤、硫黄加硫促進剤兼硫黄供与型加硫剤としてゴルフ場等に使用される。人体への影響は、咽頭痛、咳、痰皮膚発疹、腎障害などがある。
- ・ シマジン :トリアジン系除草剤として、ゴルフ場や畠、果樹園で用いられる白色結晶の物質。安定であるため、残留性が高い。
- ・ チオベンカルブ :淡黄色の液体。一般農薬として用いられるチオールカーバメート系除草剤。水生生物への毒性が指摘されている。
- ・ ベンゼン :芳香臭を持つ無色透明の液体。染料・溶剤・合成ゴム等多様な用途がある。人体への影響は頭痛、めまい、意識喪失等の中毒症状がある。
- ・ セレン :灰色の光沢のある固体。ガラス、窯業、半導体材料、光電池、コピー感光体に用いられる。人体への影響は蒸気の状態で強毒性隔膜壊死、熱傷等がある。
- ・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 :電気メッキにおける洗浄剤・防錆剤、化学肥料などに使用されている。人体への影響としては、高濃度の硝酸性窒素、亜硝酸性窒素を含む水の摂取によって、メトヘモグロビン血症を発症する。富栄養化の原因になる。
- ・ フッ素 :淡黄色の気体。海水や温泉中には比較的高濃度で存在する。虫歯予防、フッ素樹脂などの原料や金属の研磨、ステンレスの洗浄目的で使用されている。人体への影響としては、中枢神経障害が知られている。
- ・ ホウ素 :黄色・褐色の固体。海水や温泉中には比較的高濃度で存在する。電気メッキやガラス、医薬品などで使用されている。人体への影響としては、嘔吐、下痢及び吐き気等がある。また、農作物の発育阻害を起こす。
- ・ 1,4-ジオキサン :無色透明の液体で、揮発性がある。水にも油にも溶けやすい性質から、広く溶剤として使用されている。人体への影響としては、肝臓・腎臓への障害、白血球の減少や発がん性などの可能性が指摘されている。

- ・全亜鉛 自動車や建材構造物用亜鉛メッキ鋼板、電子部品、機械部品など多くの用途に使用される。また、自然界に広く存在しており、低濃度では人体への影響は小さいが、水生生物等生態系への影響が懸念されている。
 - ・ノニルフェノール プロピレンの3重合体（ノネン）とフェノールの反応により工業的に合成されるもの。工業用の洗浄剤、分散剤としてゴム・プラスチック・繊維工業、機械・金属工業、農薬工業などで使われている。
微生物分解性は低く、また環境ホルモンとしての疑いが持たれている。
 - ・L A S 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩のこととで、主に家庭の洗濯用洗剤あるいは業務用の洗剤として使われ、ごくまれに繊維の染色加工時の分散剤、または農薬などの乳化剤として使われている。（家庭の台所用洗剤としては、近年は殆ど使われていない。）水生生物に対して毒性が強く、非常に分解されにくい。
 - ・富栄養化 : (1) 富栄養化という言葉は、元来湖沼学で用いられてきた専門語で、窒素、燐等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼（貧栄養湖という。）が長い年月の間に栄養物質の豊富な生物生産性の高い湖沼（富栄養湖という。）へと次第に変遷していく現象のことという。
 (2) 貧栄養湖が富栄養化する速度は、人為的な汚染のない自然界では非常にゆっくりしたものであるが、人間活動により大量の栄養物質が流入するようになると、急激に進行する。
 (3) 近年、海域でも同様の現象が起きており、特に内湾のような閉鎖性水域では、プランクトンの異常増殖や水質悪化を引き起こし、また、異常増殖したプランクトンの死がいが堆積、腐敗することにより、海底付近の酸素が消費されるため、底生動物相にも大きな影響を与えていている。
 - ・クロロフィルa 葉緑素の一種。富栄養化の生物的指標で値が大きいほど富栄養化が進んでいる。
- 騒音・振動関係
- ・ 騒音 レベル :音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して d B (デシベル) で表す。
実際には、騒音計のA特性で測定した値を騒音レベルとして、d B で表す。同じ大きさの騒音を出す機械の台数が2倍になると騒音は3 d B 増加し、半分になると3 d B 減少する。
 - ・ 振動 レベル :振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数等によって異なる。
公害振動の大きさは、物理的に測定した加速度振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して d B (デシベル) で表す。
実際には、通常振動感覚補正回路を持つ公害用の振動レベル計により測定した値を振動レベルとして d B で表す。
 - ・ 中央値 :全測定値を大小順に並べたとき、全個数の 50 パーセント目に相当する値のこと。
 - ・ 等価騒音 レベル (Leq) :変動する騒音レベルのある時間内におけるエネルギーを平均したもの。

○ 土壌汚染の環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg未満であること。
全シンアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓ につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15 mg未満であること。
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004 mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.02 mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04 mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1 mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01 mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液 1ℓ につき 0.01 mg以下であること。
フッ素	検液 1ℓ につき 0.8 mg以下であること。
ホウ素	検液 1ℓ につき 1 mg以下であること。

○ ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼ばれている。

無色無臭の固体で、ほとんど水に溶けず、脂肪などには溶けやすい性質を持っている。酸、アルカリにも容易に反応せず、安定した性質をもっているが、太陽からの紫外線で徐々に分解することがわかっている。

(このページは空白です)

環境宣言に関する決議

清らかな空気、きれいな水、豊かな緑など自然環境は、人間をはじめ地球上に生きるものすべての生命の基盤である。

私たちは、豊かな環境の恵みに支えられて生活を営んできた。

しかし、近年、生活様式の変化や事業活動の拡大による資源・エネルギーの大量消費に伴い、大気汚染、水の汚濁、緑や野生生物の減少、地球の温暖化など地球規模で環境が損なわれ、私たちと私たちの子どもたちの生活が不安なものとなり、すべての生物の生存基盤が危ぶまれている。

私たちの住む愛知でも、都市化の進展や産業の集積に伴い、恵み豊かな環境を将来にわたって維持することが次第に難しくなってきている。

それだけに今、私たちには、自然がもたらす恵みと資源を守り育てるとともに、調和のとれた都市環境、地球環境をつくりあげていく責務がある。

そのためには、潤いと安らぎのある快適な環境の創造に向けて、これまでの資源・エネルギー多消費型の生活や事業活動を見直し、事業者、市民、自治体が協力しあい、省資源に努めるとともに、リサイクルを推進する環境にやさしい地域にしていくことが必要である。

よって刈谷市議会は、環境と共存することのできる「ふるさと愛知」を実現するためにここに「環境宣言」を行い、かけがえのない地球環境を保全する取り組みを積極的に推し進めることを期するものである。

以上、決議する。

平成7年9月22日

刈谷市議会

刈谷市民の誓い

(昭和 50 年 5 月 2 日制定)

わたくしたちの刈谷市は、カキツバタの咲く美しい自然と長い歴史の中で、産業と文化の調和のとれたまちとして発展してきました。

わたくしたち市民は、この先人の努力をうけつぎ、希望にみちた郷土のより発展をめざして、この誓いを定めます。

- 1 自然を愛し、緑にみちた美しい環境をつくります。
- 1 スポーツに親しみ、健康でたくましいからだをつくります。
- 1 教養を深め、心ゆたかな明るい家庭をつくります。
- 1 誠意を尽くし、明るく住みよい社会をつくります。
- 1 力を合わせ、青少年の希望あふれるまちをつくります。

平成 27 年版 刈谷市の環境

「平成 26 年度 環境基本計画年次報告書」

発行年月 平成 27 年 10 月発行

発行・編集 刈谷市経済環境部環境推進課

〒 448-8501

刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

TEL(0566) 62-1017
